

2014年2月20日

(2月25日災害救助法適用地域更新)

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2月14日からの大雪により被害を受けられた皆さまに
お見舞いを申し上げます

このたびの大雪により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

なお、当社では、被害を受けられたお客さまのご契約について、下記の取扱いを実施いたしますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用地域の特別取扱い】

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6ヶ月間に延長いたします。

2. 保険金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

【災害救助法適用地域】

(2月15日適用)

<長野県>茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町

<群馬県>安中市

<山梨県>甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、
西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、
南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、
北都留郡丹波山村

(2月17日適用)

<群馬県>藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、
吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町

<埼玉県>秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町、
児玉郡神川町

(2月18日適用)

<群馬県>沼田市

<山梨県>北杜市、甲州市、南都留郡西桂町

(2月21日適用)

<山梨県>南アルプス市、南都留郡道志村

ご加入いただいておりますお客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

お客さまサービスセンター
電話 0120-324-386 (無料)
※受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時
(日・祝日・年末年始を除きます)

以上